

I 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

事業概要

訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

- ・ **補助対象事業**：登録DMOが中心となって実施する「新たな旅のスタイル」に対応するための以下の取組。（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）
 - ①調査、戦略策定
 - ②滞在コンテンツの充実
 - ③受入環境整備
 - ④旅行商品流通環境整備
 - ⑤情報発信・プロモーション
- ・ **補助対象者**：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・ **補助率**：定額（調査・戦略策定）、事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション） ※継続事業については2年目：2/5、3年目以降：1/3

観光部編

具体的な支援イメージ

滞在コンテンツの充実



自然を活かしたアクティビティ



少人数、貸切に対応したガイドツアー

受入環境整備



安全に関する情報の発信

旅行商品流通環境整備

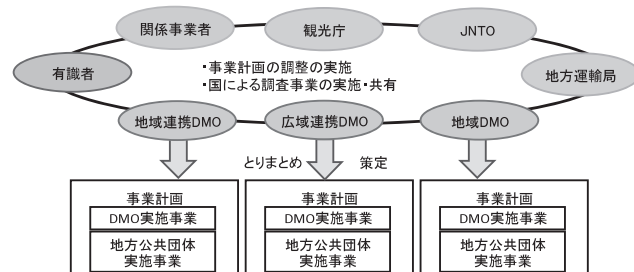


旅行会社との商談

地域の連携・調整を図る仕組み

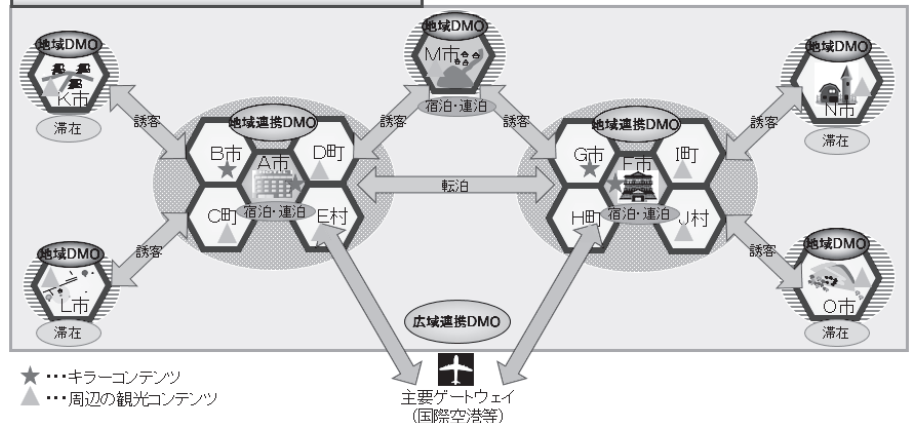
- ・地域の広域連携DMO・地域連携DMO・地域DMOのほか、観光庁、地方運輸局、JNTO、関係事業者、有識者等をメンバーとする連絡調整会議を地方ブロック単位で開催。
- ・各広域連携DMOが自らの事業と登録DMO・地域の地方公共団体の実施する事業をとりまとめの上、事業計画を作成。
- ・連絡調整会議において、各DMO等の事業計画の記載事項について調整を行うことにより、広域周遊観光促進の観点から地域の連携・調整を図る。

連絡調整会議



- ・各DMO等の役割分担の下で、地域固有の文化、自然等を活用した観光コンテンツの充実及び交通アクセスの改善をはじめとするストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を実施。
- ・その上で、地域の観光資源・交通・宿泊情報等をターゲット層へ効果的に訴求することにより、地方部への来訪、宿泊・連泊・転泊による長期滞在を促進。

地方部における来訪・滞在等を促進するイメージ



Ⅱ 地域の観光資源を活用したプロモーション事業

1. 目的

外国人旅行者の来訪促進は、国際相互理解の増進はもとより、地方創生の柱、成長戦略の切り札であり、国の重要な政策の一つです。政府はこうした認識の下、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人に増加させる等の目標を掲げ、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、観光先進国の実現を図るため、大胆な取組みを進めてきました。この結果、2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人と7年連続で過去最高を更新しました。

一方、2020年に入り、世界的に新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことによって、2020年、2021年ともに訪日旅行者が大幅に減少しています。

政府としては、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等からインバウンドの回復を図ることで、再び観光を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指すこととしています。

2. 実施方針等

中国運輸局では「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」において、日本政府観光局（JNTO）のデジタルマーケティングの分析結果等を活用し、自治体・民間事業者等との連携の下、地域の魅力ある観光資源について発信しています。

令和3年度においては、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染収束後の速やかなインバウンド需要の回復を図るため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用したプロモーションや、映像制作、オンラインツアー、在日メディア招請など、広域的な情報発信を実施しています。

「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」 概要図



IV 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

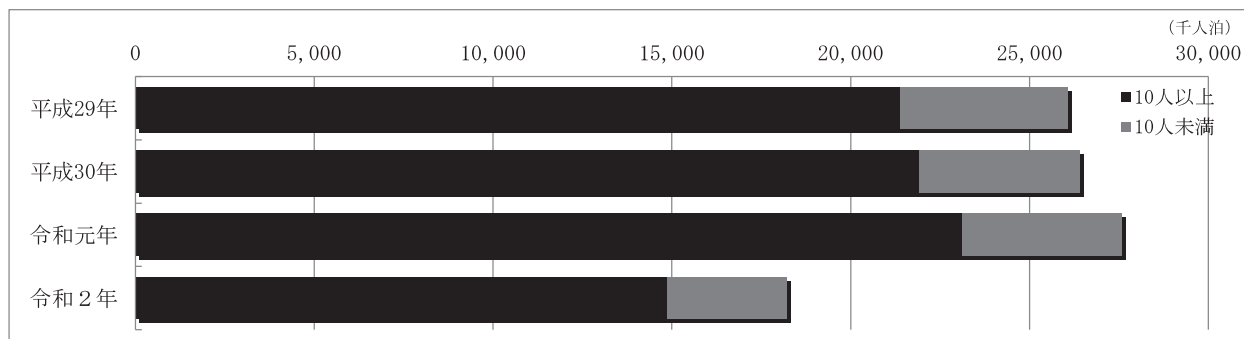
(単位：千人泊)

県別	年 別	平成29年			平成30年			令和元年			令和2年		
		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	714	2,278	2,992	1,228	2,334	3,563	448	2,440	2,888	454	1,667	2,120
	うち外国人	15	125	141	45	150	195	31	154	185	9	25	34
島根県	延べ宿泊者数	607	2,580	3,187	305	2,671	2,976	717	2,925	3,642	462	1,989	2,451
	うち外国人	4	44	48	8	65	73	33	71	104	2	11	13
岡山県	延べ宿泊者数	1,238	4,588	5,825	832	4,783	5,615	1,005	4,656	5,661	629	3,146	3,775
	うち外国人	44	395	439	23	447	469	46	441	487	13	61	74
広島県	延べ宿泊者数	1,275	8,354	9,629	1,421	8,479	9,899	2,030	9,601	11,631	1,183	5,563	6,746
	うち外国人	134	794	928	320	917	1,237	249	1,073	1,322	38	131	169
山口県	延べ宿泊者数	841	3,600	4,441	696	3,656	4,352	256	3,506	3,762	613	2,500	3,113
	うち外国人	22	96	117	26	97	123	2	102	104	11	21	32
中国地方計	延べ宿泊者数	4,676	21,398	26,074	4,482	21,923	26,405	4,455	23,128	27,583	3,340	14,865	18,205
	うち外国人	218	1,454	1,673	421	1,676	2,097	362	1,840	2,202	73	249	322
全国計	延べ宿泊者数	77,575	432,022	509,597	85,503	452,498	538,002	94,942	500,980	595,921	65,025	266,629	331,654
	うち外国人	6,757	72,934	79,691	10,709	83,566	94,275	14,350	101,306	115,656	4,452	15,893	20,345

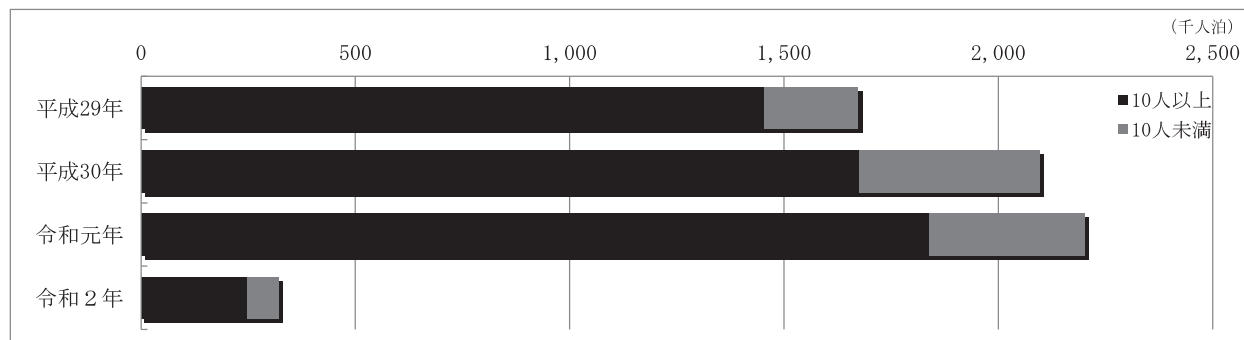
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数（中国地方）



○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）



1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

令和2年の国籍別外国人延べ宿泊者数

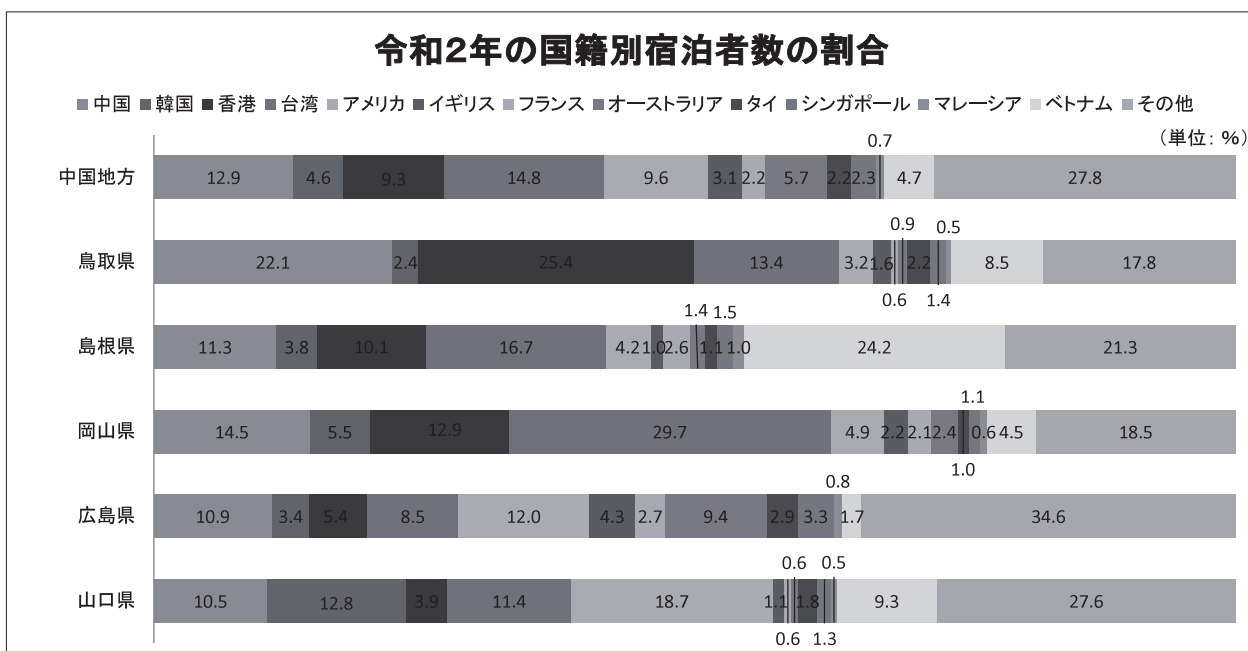
(単位：人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オース トラリア	タイ	シンガ ポール	マレー シア	ベトナム	その他
中国 地方	249,320 (322,430)	32,160	11,560	23,150	36,870	23,980	7,750	5,430	14,330	5,390	5,830	1,780	11,720	69,370
鳥取県	24,640 (34,350)	5,440	590	6,270	3,310	780	400	160	210	530	350	120	2,090	4,390
島根県	10,930 (13,300)	1,240	410	1,100	1,820	460	110	280	150	120	160	110	2,640	2,330
岡山県	61,480 (74,260)	8,910	3,390	7,910	18,260	3,030	1,380	1,290	1,500	620	680	370	2,780	11,360
広島県	131,350 (169,010)	14,370	4,510	7,050	11,100	15,800	5,640	3,590	12,340	3,750	4,370	1,080	2,270	45,480
山口県	20,920 (31,510)	2,200	2,670	810	2,380	3,920	220	120	130	380	270	100	1,950	5,770

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。

※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。

括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線LAN等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

国際会議等のMICE開催を通じた国際・国内相互の人や情報の流通、ネットワークの構築、集客力などはビジネスや研究環境の向上につながり、都市の競争力、ひいては国の競争力向上につながります。また、MICE開催を通じた主催者、参加者、出展者等の消費支出や関連の事業支出は、MICE開催地域を中心に大きな経済波及効果を生み出します。

MICEは会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われ、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待されます。

我が国においても、MICEを国・都市競争力向上のツールとして積極的に活用することとしています。

グローバルMICE都市（全国12都市）

東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市

なお、国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。

中国地方における国際会議観光都市

都市名	実施体制	施設の概要	備考
広島市	(公財) 広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H 6.10.20認定
松江市	(一財) くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H 6.10.20認定
岡山市	(公社) おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H 6.10.20認定
下関市	(一社) 下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H 8.4.10認定

V ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和3年3月31日現在

区分 県別	登録ホテル				登録旅館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	23	3,878	6,750	3,549	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,109	4,512	912
島根県	6	638	989	559	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,379	2,508	1,307	11	543	1,836	406
山口県	11	1,208	1,804	1,009	19	1,225	3,822	795
管内計	51	7,238	12,293	6,559	91	4,619	15,844	3,540

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区分		年度	H28	H29	H30	R 1	R 2
登録ホテル	広島県		26	25	25	24	23
	鳥取県		1	1	1	1	1
	島根県		5	5	5	6	6
	岡山県		11	11	11	10	10
	山口県		12	11	11	11	11
	計		55	53	53	52	51
登録旅館	広島県		16	16	15	15	15
	鳥取県		24	24	24	24	24
	島根県		24	23	23	22	22
	岡山県		12	11	11	11	11
	山口県		21	21	21	20	19
	計		97	95	94	92	91
管内計			152	148	148	144	142

VI 旅行業関係 旅行業者数

令和3年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各 県 登 録 事 業 者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	15	12	8	3	8
島根県	1	20	21	6	5	3
岡山県	5	52	63	5	8	16
広島県	9	62	89	10	12	25
山口県	2	19	13	4	5	3
管内計	19	168	198	33	33	55

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
- ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。

を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。